

メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）Q & A

【メンタルヘルス相談】

（問1） 対象者は？

（答1） 公立学校共済組合広島支部組合員ご本人であればどなたでもご利用いただけます。

（問2） 勤務先や共済組合に、相談内容を知られたくないのですが。

（答2） 次の場合を除き相談員（こころの健康心理相談員〔臨床心理士〕）が相談内容を所属所長へ報告することはありません。

- 相談者本人が、相談員が所属所長に報告すること及びその報告内容について承諾している場合
- 相談員が相談者本人に確認し、相談者本人の承諾が得られた範囲内で、職場環境の改善など所属所としての対応が必要なことについて、報告すべきと判断した場合

また、この相談事業を実施する公立学校共済組合広島支部に対しては、相談員から、「メンタルヘルス相談等業務（臨床心理士派遣）実施報告書」が提出されることとなっています。

この報告書には、業務を実施した所属所名や実施日時を除き、相談者本人の承諾のない内容などについては記載しないこととしています。

なお、相談者の個人情報とは全て相談員が公立学校共済組合個人情報保護方針（平成17年3月16日制定）及び公立学校共済組合個人情報保護規程（平成5年12月17日制定）に基づき適正に管理しますので、秘密は厳守されます。（また、臨床心理士には、倫理規程により相談者のプライバシー保護が義務付けられています。公立学校共済組合広島支部が実施している「指定専門医療機関による面接相談」など、全てのメンタルヘルス相談についても同様に秘密は厳守されています。）

（問3） 臨床心理士というのは、どんな資格でしょうか。

（答3） 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する資格であり、その有資格者は臨床心理学を基本とした心理療法、カウンセリングなどを行っています。詳細は「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」及び「一般社団法人日本臨床心理士会」のホームページをご覧ください。

なお、臨床心理士によるカウンセリングですので、医療機関による診療ではありません。

(問 4) 現在、心療内科や精神科でカウンセリングや精神療法を受けているのですが、相談の申込みができますか。

(答 4) 主治医に公立学校共済組合広島支部の委嘱を受けた臨床心理士のカウンセリングを受けてもよいか、相談してから、所属所長に申し出てください。

(問 5) 派遣費用や相談料などの負担は必要ですか。

(答 5) 費用は公立学校共済組合広島支部で負担しますので無料です。

(問 6) 派遣回数は決まっていますか。

(答 6) 相談回数の制限は特に設けておりません。

なお、他の所属所からの派遣希望の状況によっては、調整させていただく場合があります。

(問 7) カウンセリングが必要なのかどうか迷っています。

(答 7) 「こころの健康心理相談員」は臨床心理学の専門的な知識経験とスクールカウンセラーの業務経験を持っており、かつ、秘密も守られますので、気軽にご相談されてみてはいかがでしょうか。

(問 8) 管理職員が職員についての相談をすることもできますか。

(答 8) 職場のメンタルヘルスには、管理職員の職員への理解や職員を取り巻く環境改善などが重要ですので、管理職員からの職場のメンタルヘルスについてのご相談や、ストレスを抱えた職員の方への対応についてのご相談もできます。

もちろん、管理職員ご自身の悩みについての相談もできます。

【メンタルヘルスセミナー】

(問 9) メンタルヘルスセミナーのテーマはどんなものが考えられますか。

(答 9) ストレス予防、コミュニケーションの改善やリラックス法などのテーマが考えられます。

【共通】

(問 10) 派遣の日には決まっていますか。

(答 10) 様式 3 の申込書に所属所が派遣を希望する日時を第 3 希望まで記入して、申し込んでください。支部において、こころの健康心理相談員と調整のうえ決定し、所属所に連絡します。

(問 11) 派遣を申し込みたいのですが、いつ頃までに申し込めばよいでしょうか。

(答 11) 派遣希望日の2週間前までに所属所長から公立学校共済組合広島支部へ申し込みいただくことになっています。支部が申込みを受け付けた後、こころの健康心理相談員と日程等の調整を行って相談日を所属所長へ連絡します。

申込みが重複した場合など、ご希望の日程に合わない場合もございます。その場合には、別途日程調整させていただくこともありますので、ご承知おきください。